Ⅱ　学校の取組

学校は、法第１３条の規定に基づいて学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うため、法第２２条に基づき、当該学校の複数の教職員を中心に構成される、「学校いじめ対応チーム」を中核として、校長のリーダーシップの下、教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

１　学校いじめ防止基本方針の策定　法第１３条

（１）策定の意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

○　学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。

○　いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童・生徒及びその保護者に対し、児童・生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの抑止につながる。

○　いじめを行った児童・生徒への成長支援の観点を学校いじめ防止基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童・生徒への支援につながる。

（２）内容

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見、いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制の充実、児童・生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

○　いじめ防止等に向けての基本理念（いじめは絶対に許されないこと、いじめを受けている児童・生徒を守り抜くことを含む。）
○　いじめ防止等に関する取組（未然防止、早期発見、早期対応）
○　早期発見、事案対処を実施するためのマニュアル（心のアンケート、個人面談等の実施やそれらの結果の検証及び組織的な対処方法など）
○　学校いじめ対応チームの組織（構成員）と運営、活動内容
○　いじめに関する校内研修計画及び授業計画

上記の内容を踏まえた具体的な取組については、各学校の「学校いじめ防止基本方針」において示すこととする。

（３）学校評価の評価項目への位置付け

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況については、学校評価の

評価項目に位置付けることが必要である。

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取り組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取り組み、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談等の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価すること。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

（４）学校いじめ防止基本方針の周知

策定又は変更した学校いじめ防止基本方針については、学校に所属する全ての教職員に周知するとともに、学校に在籍する児童・生徒、その保護者、地域住民その他の関係者に周知を図るものとする。

周知に当たっては、学校のホームページへの掲載、学校だより、保護者会などにより、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、児童・生徒やその保護者に対しては、策定又は変更時のほか、入学時や年度初め等の機会を捉えて、定期的に周知するものとする。

（５）不断の見直し

学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止や早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容について、年間の推進計画も盛り込みながら策定するものであり、より実効性の高い取組の実施に向け、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを法第２２条の組織「学校いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要な見直しが随時図られるようなＰＤＣＡサイクルを機能させながら、不断の見直しを行う。

２　学校の組織づくり　法第２２条

法第２２条に基づき、学校は、当該校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対応チーム」を設置する。

学校いじめ対応チームは、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの適切かつ迅速な対処等、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものであり、具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【学校いじめ対応チームの構成員】

基本的に、校長、副校長、生活指導主任、主幹教諭、学年主任、生活指導担当教諭、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等により構成する。内容・案件により、他の必要な教職員やスクールソーシャルワーカーなどの外部の専門家も参画させるなど、校長が実情に応じて定めるものとする。

【学校いじめ対応チーム　組織図】（３ページ 図③ 再掲）

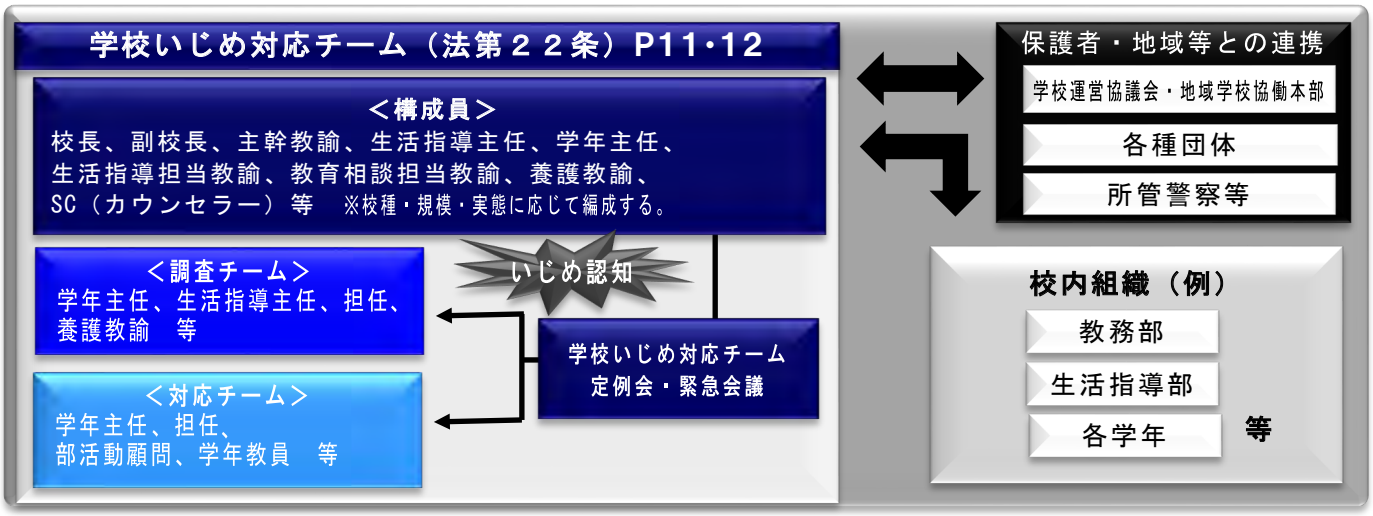

（１）未然防止

○　いじめの未然防止のため、月１回「学校いじめ対応チーム」定例会を開催することにより、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

※「学校いじめ防止対応チーム」定例会の内容

・心のアンケートの実施後の情報共有
・いじめ事案の確認
・いじめ事案への対応方針の検討
・いじめ事案の経過報告　など

（２）早期発見・早期対応

○　いじめの相談・通報の窓口としての役割

○　いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○　いじめ（「疑い」を含む。）に係る情報がある場合には、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童・生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う（いじめの認知）役割

○　いじめを受けた児童・生徒に対する支援、いじめを行った児童・生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

○　いじめに関する事案における、児童・生徒に対応する教職員等への指導・助言をする役割

○　いじめに関する事案についての内容や対応記録の保管・引継ぎをする役割

（３）取組の検証

○　学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○　学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○　学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを毎年行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

３　学校等で行われるいじめへの取組

（１）いじめを「防ぐ」（未然防止）

いじめは、どの児童・生徒にも起こり得るということを踏まえ、学校は、いじめの未然防止の取組として、児童・生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に向けて、児童・生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童・生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるようにする。

いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実により、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。特に、発達障がいを含む障がいがある児童・生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童・生徒、災害等により被災した児童・生徒等、人権上の配慮が必要な児童・生徒については、日常的に保護者と連携しながら、他の児童・生徒に対して適切な指導を行う。また、「ＳＮＳ学校ルール」について指導を行い、インターネットや携帯電話を利用したいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが大切である。

さらに、教職員の言動が、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うとともに、「不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」について、校長講話、学級指導等の機会を捉え、全ての児童・生徒を対象として、全教職員が計画的に指導を行う。

上記の趣旨を踏まえ、全ての学級で、「いじめに関する授業」を年間３回以上実施する。

○　児童・生徒同士の心のつながりを育む取組を意図的・計画的に行う。

○　普段から児童・生徒と密接に関わり、児童・生徒理解に努め、児童・生徒の立場に立って気持ちを受け止める。

○　普段から、教員同士及び教員と保護者とも密な情報交換をしておく。

○　カウンセリングマインドを生かした指導を心がける。（傾聴・受容）

（２）いじめに「気付く」（早期発見）

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、「町田市立学校 心のアンケートチェックリスト」（Ｐ４０参照）や「町田市立学校いじめ・虐待防止等のチェックリスト」（Ｐ４１参照）などを活用し、全教職員で実施する等、具体的に取り組む。

また、学校は、毎月実施する心のアンケートや教育相談の実施等により、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、児童・生徒からいじめの相談があったときは、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。教職員は、児童・生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童・生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。児童・生徒がいじめを受けていても、心のアンケートで「いじめられている」旨の回答をしない場合があることに留意する。

さらに、インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は、情報モラル教育（※）の推進による児童・生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。

※ 情報モラルについては、（Machida Next Education～いつでも どこでも だれとでも～ 家庭学習推進の手引き）を参照。

○　休み時間や放課後の雑談等の機会に児童・生徒の様子に目を配るなど、学級担任等による日常的な児童・生徒への声掛けと様子の観察を行う。児童・生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、児童・生徒に安心感を与えるとともに、いじめ発見にもつながることがある。

○　いじめを含め、児童・生徒が抱える悩みや不安等を幅広く把握するとともに、その解決方法について相談に応じるため、学級担任等は定期的に個人面談を実施する。

○　日常の生活の中での教職員からの声掛け等、児童・生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

○　心のアンケートを毎月実施し、いじめやいじめの疑いがある事例及びいじめに発展する心配がある事例等について、情報を的確に把握し迅速に対応する。また、教職員の児童・生徒理解を深め、日常の指導に生かす。

○　教職員が輪番制等により、校門や玄関で、登下校時に児童・生徒へ挨拶を行い、様子をきめ細やかに観察する。また、休み時間なども教職員が毎日

校舎内外を巡回し、いじめ等の行為が行われていないかを確認したり、児童・生徒に声をかけたりする。

（３）いじめから「守る」（早期対応）

「いじめはどの学校でもどの児童・生徒にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、指導・支援が必要であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、抱え込まずに、また対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対応チームにおいて情報共有を行った後は、管理職のリーダーシップの下、事実関係の確認や、ケース会議などを行い、組織的に対応方針を決定する。いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童・生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。

いじめを行った児童・生徒に対しては、当該児童・生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童・生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童・生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめを受けた児童・生徒の意向にも配慮した上で、警察と連携して対応していく。

○　スクールロイヤーの活用

いじめ問題に対して、学校が法的観点から助言をもらい、いじめ問題の未然防止、早期対応、早期解決を図る。

【いじめ発見時の対応】

①　いじめられた児童・生徒、いじめを知らせた児童・生徒を守り通す

- いじめられていると相談に来た児童・生徒や、いじめの情報を伝えに来た児童・生徒から話を聴く場合は、他の児童・生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をする。また、事実確認は、いじめられている児童・生徒といじめている児童・生徒を別の場所で行うことが必要である。
- 状況に応じて、いじめられている児童・生徒やいじめ情報を伝えた児

童・生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

・ いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などについて、いじめている児童・生徒から聴き取るとともに、周囲の児童・生徒や保護者など第三者からもできる限り詳しく情報を集め、正確に把握する。なお、保護者対応は複数の教職員であたり、事実に基づいて丁寧に行う。

・ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

＜把握すべき情報例＞

◇ 誰が誰をいじめているのか？・・・・・・・・【加害者と被害者の確認】
◇ いつ、どこで起こったのか？・・・・・・・・・・・【時間と場所の確認】
◇ どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？・・・・・・【内容】
◇ いじめをしてしまった動機、背景は何か？・・・・・・・・・・【要因】
◇ いじめのきっかけは何か？・・・・・・・・・・・・・・・・・・【背景】
◇ いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・・・・・・・・【期間】

【いじめが起きた場合の対応】

① いじめられた児童・生徒に対して

＜児童・生徒に対して＞

・事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
・学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝える。
・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

＜保護者に対して＞

・発見したその日のうちに、電話連絡や家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
・家庭での児童・生徒の変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた児童・生徒に対して

＜児童・生徒に対して＞

・いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、児童・生徒の背景にも目を向け、成長支援という観点をもちながら指導する。

・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちをいじめられた側の立場にたって認識させる。

＜保護者に対して＞

・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童・生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

・児童・生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図り支援する。

③ 周りの児童・生徒 に対して

・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

・「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。

・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。

・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

・いじめに関する体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した指導

・いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き十分な観察（少なくとも３ケ月を目安とする）を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。

・スクールカウンセラー等の教育相談の機会の設定、担任教員と当該児童・生徒との日記や手紙などの方法で積極的に関わることなどを通して、その後の状況について把握に努める。

・いじめられた児童・生徒のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻せるよう支援する。

・いじめられた児童・生徒、いじめた児童・生徒双方にカウンセラーや関係機関との連携を含め、心のケアにあたる。

・いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てていじめのない学級づくり、学校づくりへの取組を強化する。

（４）いじめの解消

いじめ防止等のための基本的な方針 第２－３（４）【文部科学大臣決定】

いじめへの対応にあたっては、「仲直りした」、「謝罪が済んだ」、「楽しそうに会話する姿が見られるようになった」など、**表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したとして、被害の児童・生徒への対応を終えてしまうことがあってはならない**。当該の児童・生徒の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようになるまで支援を継続する。

なお、いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、以下に示す２つの条件が満たされていることを含め、学校いじめ対応チームが児童・生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

①　いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童・生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が**止んでいる状態が相当の期間継続していること**。この相当の期間とは、**少なくとも３か月を目安**とする。ただし、被害が重大な場合は、教育委員会又は学校いじめ対応チームの判断により、長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童・生徒、いじめを行った児童・生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。また、面談等により、保護者へ学校での様子を伝えたり、家庭での様子を伺ったりするなど、継続的に注視する。

②　いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童・生徒が**いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること**。**いじめを受けた児童・生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認**する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童・生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。校内の学校いじめ対応チームにおいては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童・生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担などを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

（５）特に配慮が必要な児童・生徒

いじめは、どの児童・生徒にも起こり得る可能性があり、下記の児童・生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に、当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

○　発達障がいを含む、障がいのある児童・生徒

○　海外から帰国した児童・生徒や外国籍の児童・生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童・生徒

○　性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童・生徒

（６）学校運営協議会の活用

保護者や地域が学校運営に参画する「学校運営協議会」や、学校と地域との懇談会等を活用し、「学校いじめ防止基本方針」の周知を行うとともに、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

【学校におけるいじめを「防ぐ」、いじめから「守る」ための取組】

いじめに関する授業の実施	全ての学級において、「いじめに関する授業」を特別の教科道徳や特別活動の年間指導計画に位置付け、年３回以上実施する。 児童・生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動や、児童・生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるようにする。
いじめに関する校内研修	全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、適切に組織的な対応を行うことを徹底させる。また、児童・生徒の様子から軽微な段階でいじめに気付くことができるようにするなど、教職員の対応力の向上を図る。 ・校内におけるいじめに関する研修（年３回以上）
道徳授業地区公開講座	児童・生徒の豊かな心を育てるために、道徳の授業公開や意見交換会を通して、家庭・学校・地域が一体となった道徳教育を推進する。
心のアンケート	全ての児童・生徒を対象に毎月１回、実施時期によって内容の異なるいじめの実態調査を実施する。いじめやいじめの疑いがある事例及びいじめに発展する心配がある事例等について、情報を的確に把握し迅速に対応する。また、教員の児童・生徒理解を深め日常の指導に生かす。

スクールサイン	いじめ等の悩みを受け付ける窓口として、いじめ匿名連絡サイト「スクールサイン」を活用し、いじめの早期発見・早期解決につなげる。 児童・生徒の一人１台端末にブックマーク登録し、いつでも投稿できるようにする。また、教育委員会から投稿があった旨の連絡を受けた学校は迅速に確認及び対応する。
学校運営協議会 **地域学校協働本部**	町田市では、小・中学校全校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとしている。各学校では、地域と協働して様々な教育活動を発展させていく。
保護者会 **PTA** **学校便り**	学校の取組姿勢を理解されることが、早期の情報収集につながる。学校は、保護者会や学校便りを活用し、日頃から学校いじめ基本方針等を説明する。PTA の役員等が被害・加害の児童・生徒の保護者に働き掛けることが効果的な場合があるため、各学校で連携・協力関係の構築を図る。
登下校時の見守り	被害の児童・生徒のみならず、周囲の児童・生徒も、多くの大人に見守られていることを実感できるようにするため、地域の方による登下校時の見守りを行う。
学校評価	いじめの問題に対する学校の取組について、市立小・中学校全校の学校評価において、共通の評価項目を設定する。各学校では、点検・評価を行い、取組の改善・充実を図る。

４　インターネット上を通じて行われるいじめへの取組

（１）インターネット上のいじめの特徴

①　閉鎖性が高いため、発見が難しい。

児童・生徒だけの SNS グループやチャット等の中で、被害者に対する誹謗中傷や無視が行われることがある。表面上の人間関係には変化が見られないことも多く、被害者の子どもが身近な大人に相談するまで判明しないことも多い。

②　匿名性が高いため、いじめがエスカレートしやすい。

インターネットの中では、匿名で被害者を誹謗中傷することが容易である。ネット上に自分たちで撮影・共有した画像を悪意をもって拡散・加工したり、被害者の名前を語って、発言をしたりすることでいじめが発生することが多い。

（２）インターネット上のいじめを「防ぐ」（未然防止）

インターネット上のいじめを起こさないために、学校と家庭が連携・協力した情報モラル指導を行うことが大切である。

○　児童・生徒のスマートフォン・携帯電話を使う際には、家庭において子どもたちを危険から守るための具体的なルールづくりを行う。

参考：SNS 東京ノート

○　学校から貸与されているタブレット端末については、「タブレット端末を使う時のやくそく」（町田市教育委員会作成）を学校と家庭で確認し、学習のどのような場面で使われているかやタブレット端末の機能等について、情報共有を行う。

○　インターネットを使う利便性と合わせて、悪意のある人とつながってしまう怖さや個人情報が流失してしまう危険性についても指導する。

指導をしておくべきこと（ネットいじめの被害者にも加害者にもさせない。）
①　SNS やチャット等の書き込みは、短い言葉で誤解を生むことがある。投稿する際には、内容をよく確認すること。
②　匿名でも書き込みや投稿した人を特定できること。
③　個人情報を安易に発信することは、別の犯罪につながる危険性があること。また一度流失した情報は、簡単には削除できないこと。

（３）インターネット上のいじめに「気付く」（早期発見）

○　インターネット上のいじめは見つけにくいことから、スマートフォンや携帯電話、タブレット端末を使用している時の表情の変化等を感じた場合には、躊躇なく声をかける。

○　インターネット上のトラブルやいじめを発見した場合には、学校と家庭で情報を共有し、再発をしないように、両者で見守る。

（４）インターネット上のいじめから「守る」（早期対応）

①　加害者が特定できている場合

被害者と加害者が学校内で一緒に生活している場合には、学校いじめ対応チームで組織的にいじめの解決に向けて対応を行う。

＜被害児童・生徒に対する対応＞

○　受けた被害について、事実確認を行う。

○　当該児童・生徒の意向を踏まえて、対応に当たることを伝える。

○　いじめを受けたことにより、心身ともに傷ついていることを鑑み、スクールカウンセラー等のケアを含めて、被害児童・生徒が安心して学校に通えるように対応する。

＜加害児童・生徒に対する対応＞

○　いじめの事実確認、いじめに至った背景などについて、事実確認を行う。

○　加害児童・生徒がどのような気持ちでいじめにいたったか、個別の事例に応じて、丁寧に指導を行う。

＜保護者に対する対応＞

○　SNS 等の書き込みがある場合には、保護者と共にその内容を確認し個人情報等の保護に基づき了承を得た上で、実際の書き込みの様子などを記録として保管する。

○　いじめの内容、指導の経過について、保護者に対し、説明・相談するとともに、家庭での使用状況についても情報共有を行い、再発防止につなげる。

②　加害者が特定できない場合

＜被害児童・生徒に対する対応＞

○　受けた被害について、事実確認を行う。

○　いじめを受けたことにより、心身ともに傷ついていることを鑑み、スクールカウンセラー等のケアを行う。

＜保護者に対する対応＞

○　SNS 等の書き込みがある場合には、保護者と共にその内容を確認し個人情報等の保護に基づき了承を得た上で、実際の書き込みの様子などを記録として保管する。

○　保護者に加害者の特定、インターネットに流失した情報の削除の対応について、最寄りの警察に相談することを要請する。警察の指導に従って、インターネットに流失した情報の削除等の対応をとる。**法第１９条 第３項**

（５）インターネット上のいじめの解消

○　インターネット上のいじめが解消しているかどうかについては、指導後一定期間（１６ページ「いじめの解消」に基づく）見守ることによって、解決が図られているかどうかを注意深く見守る。

○　インターネットに誹謗中傷の内容や画像が拡散されている場合には、それがサイト責任者によって削除されているかどうかを確認する。